

市議会定例会付議事件表（その2）

第84号議案	教育委員会委員の任命について……………	(1)
第85号議案	人権擁護委員候補者の推薦について……………	(2)
第86号議案	人権擁護委員候補者の推薦について……………	(3)
報告第20号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(4)
報告第21号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(6)

第 8 4 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を大村市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を
求める。

住 所 

氏 名 中嶋 剛



平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 5 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 [REDACTED]

氏 名 藤田 さき子

[REDACTED]

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 8 6 号議案

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 [REDACTED]

氏 名 諸正 悦子

[REDACTED]

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第20号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年9月28日提出

大村市長 園田裕史



専決第17号

専 決 処 分 書

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月11日

大村市長 園田裕史

- 1 損害賠償の額 7,560円
- 2 損害賠償の相手方 


報告第21号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年9月28日提出

大村市長 園田裕史

専決第18号

専 決 処 分 書

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月18日

大村市長 園 田 裕 史

1 損害賠償の額 12,722円

2 損害賠償の相手方

